

# 企画競争説明書

業務名称： インドネシア国地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト

案件番号： 19a00926

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月11日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年12月11日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
  - ( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月～2023年4月  
「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。  
(期分けを検討中です)

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課 吉田 清志 [Yoshida.Kiyoshi@jic.go.jp](mailto:Yoshida.Kiyoshi@jic.go.jp)】

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約

の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（例：特定の排除者はありません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年12月18日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年12月23日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年1月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
  - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）  
6. (1) ⑥セミナーの開催に記載する費用及び同(3) ③機材の調達（第4章6. 機材調達）。
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
なし
  - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) IDR 1 = 0.007780 円
    - b) US\$ 1 = 109.4850 円
    - c) EUR 1 = 120.5220 円
  - 5) その他留意事項  
なし。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／防災情報（2号）
- b) 情報伝達／啓発（3号）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月31日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲

載され一般に公表されます。

## 1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 13 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地震・津波に関する業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

###### 【オプション1】

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／防災情報

➤ 情報伝達／啓発

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

###### 【業務主任者（業務主任者／防災情報）】

a) 類似業務経験の分野：地震津波に関する業務

b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

###### 【業務従事者：担当分野 情報伝達／啓発】

a) 類似業務経験の分野：災害情報伝達に関する業務

b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業

主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。) 技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34)	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／防災情報	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／防災情報	( )	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 情報伝達／啓発</b>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年1月15日（水） 14：00～15：30  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208号会議室
3. 実施方法：
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
  - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
    - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
    - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

### 第3 特記仕様書案

#### 1. プロジェクトの背景

インドネシアは太平洋プレート、ユーラシアプレート、オーストラリアプレート、フィリピン海プレートの境界上にあり、100を超える火山を持つことから、地理的、地形的に地震や津波、火山噴火といった自然災害が発生しやすい国土である。2000年以降においても、2004年12月のスマトラ島沖地震や2006年5月のジャワ島中部地震、2010年10月のメラピ火山の噴火、2018年のロンボク地震や中部スラウェシ地震津波、スンダ海峡津波など、大規模な地震火山活動やそれらに伴う津波災害が立て続けに発生している。

気象気候地球物理庁（以下「BMKG」という。）は、インドネシアにおける地震・津波に係る観測から警報発信を所掌している。2004年のスマトラ沖大地震とインド洋大津波を受け、2007年にドイツ地球科学研究センター（GFZ）の協力によってインドネシア津波早期警報システム（Indonesia Tsunami Early Warning System。以下「InaTEWS」という。）を、2011年にはインドネシア・オーストラリア・インドの三国が協力し、インド洋津波警報システム（Indian Ocean Tsunami Warning System：IOTWS）を開発した。これらのシステムによって、インドネシア周辺で発生する地震情報及び津波警報の発信体制が整備され、現在までBMKGの取り組みやドナーの支援によって観測網の強化やシステムの改善が継続的になされてきた。

JICAはBMKGをカウンターパートとして、「津波早期警報能力向上プロジェクト（2007-2009年）」、個別専門家「津波早期警報アドバイザー（2009-2011年）」を通じて、InaTEWS構築に係る支援を実施した。具体的には、津波情報の基礎となる地震観測・解析に係る技術移転、津波シミュレーション結果の提供等を実施し、InaTEWSの津波情報の生成に寄与した。また、無償資金協力「広域防災システム整備計画（2013年-2019年）」では、広帯域地震計や強震計、IT震度計等の機材整備を通じてインドネシアにおける地震観測網を強化した。さらに、インドネシア全土を対象とした防災情報の処理伝達システムを整備する無償資金協力「防災情報システム強化計画」を2019年度より実施予定である。

しかしながら、2018年に相次いだ地震津波災害において津波警報が発令されない、発令された津波警報の精度が低い、住民に警報が届かない等の事案が発生したことで、特に人的被害の軽減のためにはBMKGから発信される地震情報及び津波警報の精度や信頼性、即時性のさらなる改善が不可欠であることが明らかになった。そしてこれらの課題を解決するため、地震観測機器の維持管理及び観測データの品質管理体制の整備、地震観測データの蓄積や利活用の促進、津波警報の精度や発信フローの改善等に対する取り組みが急務となっている。

かかる状況から、BMKGの地震及び津波の観測から情報伝達までの一連の能力を強化する本プロジェクトに係る先方政府からの要請に基づき、JICAは2019年2月に詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとにBMKGとの間で本プロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下「R/D」という。）を2019年11月21日に締結した。

#### 2. プロジェクトの概要

##### (1) プロジェクト名

地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト

##### (2) 上位目標

BMKGから発信される地震・津波情報に基づき、防災関係機関及び住民によって各自の防災活動が実施されている。

##### (3) プロジェクト目標

防災関係機関及び住民に対し、適時かつ正確な地震及び津波に係る情報を伝達するBMKGの能力が強化される。

##### (4) 期待される成果

成果1 安定した地震観測データの取得が促進される。

成果2 防災関係機関の利用のための地震観測データの利活用能力が強化される。

成果3 津波警報発出のためのInaTEWS運用能力が強化される。

成果 4 地震情報及び津波警報の伝達体制及び手段が改善される

(5) 活動

- 1-1 地震観測機材及び通信機材の現在の維持管理体制を調査・分析し、課題を特定する。
- 1-2 機材の維持管理手順の標準化のためのガイドライン・マニュアル等を整備する。
- 1-3 地震観測機材及び通信機材の維持管理と交換に係る実地研修を行う。
  
- 2-1 地震観測データの利活用に係る現状を調査・分析し、課題を特定する。
- 2-2 強震計データの活用に向けた関係機関の協議を実施する。
- 2-3 過去の地震観測データをデジタル化する。
- 2-4 現存する過去の地震データをインドネシア地震カタログに統合する。
- 2-5 新たに追加された観測データ源を活用してシェイクマップ（震度図）の品質を改善する。
- 2-6 津波警報への運用に向けてW-phase（超長周期振動）解析を導入する。
- 2-7 震源の正確性向上のための再検討に係る研修を実施する。
  
- 3-1 中部スラウェシ州地震及びスンダ海峡津波の教訓を含むInaTEWSの運用に係る現状を調査・分析し、課題を特定する。
- 3-2 過去の津波に関する予測結果と実際の観測記録を比較する。
- 3-3 津波情報のための潮位データの利活用体制を改善する。
- 3-4 津波シミュレーション及び津波予測データベースに係る技術を改善する。
- 3-5 津波警報発令から解除までのSOPを改善する。
- 3-6 地震以外に起因する津波の警報発出に係るワークショップ及び研修を実施する。
  
- 4-1 中部スラウェシ州地震及びスンダ海峡津波の教訓を含む地震情報及び津波警報の伝達に係る現状を調査・分析し、課題を特定する。
- 4-2 発信される地震情報及び津波警報の内容を改善する。
- 4-3 既存の地震情報及び津波警報の伝達フロー及びコミュニケーションチャートを改訂する。
- 4-4 モデルサイトにおいて情報伝達訓練を実施し、改訂された伝達フローを評価する。
- 4-5 住民及び防災関係機関の防災啓発や災害準備に係るツールや教材を開発・改訂する。

(6) 対象地域

BMKG本局（ジャカルタ）、パイロット地域（バンテン州、パル市）

(7) プロジェクト期間

2020年3月～2023年2月

(8) 関係官庁・機関

- ① 実施機関
  - （和）気象気候地球物理庁
  - （英）Agency for Meteorology, Climatology and Geophysics (BMKG)
- ② 関係機関
  - 火山地質災害軽減センター（PVMBG）、インドネシア地理空間情報庁（BIG）、技術評価応用庁（BPPT）、国家防災庁（BNPB）、通信情報省（KOMINFO）、科学技術院（LIPI）、バンテン州／パル市地方防災局（BPBD）、公共事業省人間居住研究所（PUSKIM）

3. 業務の目的

本プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を

発現し、プロジェクト目標を達成する。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が気象気候地球物理庁と締結した本プロジェクトのR/Dの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗把握及び成果の発現を促進し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 国家地震津波業務機関としての組織能力強化

本プロジェクトでは、BMKGが国家地震津波業務機関として実施すべき業務を着実かつ精度高く実施できる体制の構築及び能力の強化を、JICAが日本の防災知見や経験を活用しながら側面支援する。BMKGはスマトラ沖地震津波災害以降、他国からの協力を得ながら自国での取り組みを強化したことで、現在では地震情報及び津波警報の発出に係る一定の能力及びシステムを有している。この認識はインドネシア側にも浸透している一方で、日本の気象庁から参団した調査団員からは資料の整理、データの品質管理等の重要性に対するBMKG職員の認識が低く、それが津波シミュレーション結果や発出される情報や警報の精度の低さにつながっているとの指摘があった。実際に2018年に発生した中部スラウェシやスンダ海峡の津波においては、海底地すべりや火山噴火による山体崩壊といった特異な要素はあったものの、津波警報が発令されなかったり、発令された津波警報の精度が低かった、住民に警報が届かなかったといった事案が発生している。

こういった双方の認識の隔たりや近年の災害で明らかになった課題を踏まえ、本プロジェクトでは先方がこれらの課題を自覚し、問題意識を持って改善に取り組むよう、プロジェクト成果や活動と紐づけながら継続的に働きかけるよう留意する。

##### (2) 無償資金協力で整備済み又は予定の機材を含む機材の活用

本プロジェクトでは、無償資金協力「広域防災システム整備計画」で調達された地震観測機材を含むBMKGが有する地震津波業務に係る機材を活用することを前提に、BMKGの技術向上及び実施体制の改善を支援する。このため、同機材が十分に活用されるよう機材の運用、維持管理に係るBMKGスタッフの能力強化が必要不可欠である。

特に、インドネシアでは無償協力を含めて300台以上の強震計や200台以上の震度計が導入されているが、これらのデータがインフラの耐震やシェイクマップなどの地震情報にうまく活用できていない。そのため、これらの観測機器からの観測データの解析や活用に関する現在のBMKG職員の知識や技術の程度を十分に把握の上、技術指導を行う必要がある。また、本プロジェクト実施期間中に無償資金協力「防災情報システム強化計画」が完工する可能性があることから、成果4の情報伝達に係る活動の実施においては同事業の進捗状況を十分に注視し、活用を検討すること。

##### (3) インドネシア側のプロジェクト実施体制

R/DIにおいてインドネシア側の実施体制（案）を以下のとおり合意している。プロジェクトの実施においては、実施体制に含まれる関係者内の情報共有を積極的に図るとともに、実施体制に変更の必要が生じた場合はカウンターパートと協議の上、JICAへ報告すること。

① プロジェクトダイレクター： Deputy of Geophysics

② プロジェクトマネージャー：

(ア) Head of Earthquake & Tsunami Center

(イ) Head of Seismological Technique, Geopotential and Time Signal Center

(ウ) Head of Bureau for Planning

(エ) Head of Bureau for Legal and Organization

③ ワーキンググループリーダー：

成果毎にワーキンググループを設置し、それぞれのグループを管轄するリーダー

として下記BMKGスタッフ1名を配置する。

成果1：Representative of Earthquake Operation Management Subdivision

成果2：Head of Seismological Technique Divion

成果3：Head of Earthquake Information & Tsunami Early Warning Divion

成果4：Head of Earthquake & Tsunami Mitigation Divion

- ④ グループメンバー：各グループにBMKGのスタッフを配置

#### (4) JICAが別途派遣する専門家との協力

本プロジェクトではコンサルタントに加え、以下の業務を実施するJICA直営の短期専門家の派遣（派遣元は気象庁及び大学等の研究機関といった現業経験や専門的知見を有する組織を想定）を予定している。日本側の実施体制において、短期専門家は直接コンサルタントの指揮命令系統下には属さない。しかし、本プロジェクト目標の達成のためには、コンサルタントはこれら短期専門家からの技術的な助言を十分に活用し、コンサルタントと短期専門家が一つのプロジェクトチームとしてプロジェクトの目標達成と効果発現に向けて密接な連携・協力を行う必要がある。

両者の密接な連携・協力関係の確保の観点から、コンサルタントが提案する活動計画に沿った短期専門家派遣計画、内容についてプロポーザルにて提案すること。

プロジェクト開始後は、コンサルタントと短期専門家との間で活動の進捗状況や技術的知見について密に情報共有を図るとともに、コンサルタントは短期専門家が円滑に現地活動を実施するためのサポートを実施する。また、現地活動結果を考慮し、短期専門家に求める活動内容がある場合、短期専門家の派遣前に適宜JICAへ報告すること。なお、直営の短期専門家からコンサルタントに対して、業務内容に関する具体的な指示があった場合は、短期専門家とJICAが協議の上、JICAからコンサルタントに対して具体的な指示を行う又は必要に応じて契約変更を行う。

- ① 強震動解析（プロジェクト期間中に7回（1名が2週間程度）の派遣を予定）
  - (ア) 「強震計データの活用に向けた関係機関の協議を実施（活動2-2）」の実施
  - (イ) コンサルタントが実施する「新たに追加された観測データ源を活用したシェイクマップ（震度図）の品質の改善（活動2-5）」及び「震源の正確性向上のための再検討に係る研修の実施（活動2-7）」に関するコンサルタント及びインドネシア側に対する技術的な助言
- ② 地震データ管理（プロジェクト期間中に8回（1名が2週間程度）の派遣を予定）
  - (ア) 「現存する過去の地震データのインドネシア地震カタログへの統合（活動2-4）」及び「震源決定の正確性向上のための再検討に係る研修の実施（活動2-7）」の実施
  - (イ) コンサルタントが実施する「過去の地震観測データのデジタル化（活動2-3）」、「新たに追加された観測データ源を活用したシェイクマップ（震度図）の品質の改善（活動2-5）」及び「震源の正確性向上のための再検討に係る研修の実施（活動2-7）」に関するコンサルタント及びインドネシア側に対する技術的な助言
- ③ W-phase解析（プロジェクト期間中に5回（1名が10日間程度）の派遣を予定）
  - (ア) 「津波警報への運用に向けたW-phase（超長周期振動）解析の導入（活動2-6）」の実施
  - (イ) コンサルタントが実施する「震源の正確性向上のための再検討に係る研修の実施（活動2-7）」に関するコンサルタント及びインドネシア側に対する技術的な助言
- ④ 津波シミュレーション①／津波警報手順（プロジェクト期間中に6回（1名が10日間程度）の派遣を予定）
  - (ア) 「過去の津波に関する予測結果と実際の観測記録の比較（活動3-2）」、「津

波情報のための潮位データの利活用体制の改善（活動3-3）」、「津波シミュレーション及び津波予測データベースに係る技術の改善指導（活動3-4）」及び「津波警報発令から解除までのSOPの改善指導（活動3-5）」における主に津波警報に係る技術指導の実施（津波警報の現業経験が求められるため、気象庁からの派遣を想定）

(イ) コンサルタントが実施を行う「地震以外に起因する津波の警報発出に係るワークショップ及び研修の実施（活動3-6）」に関するコンサルタント及びインドネシア側に対する技術的な助言

⑤ 津波シミュレーション②（プロジェクト期間中に10回（1名が10日間程度）の派遣を予定）

(ア) 「過去の津波に関する予測結果と実際の観測記録の比較（活動3-2）」、「津波情報のための潮位データの利活用体制の改善（活動3-3）」及び「津波シミュレーション及び津波予測データベースに係る技術の改善指導（活動3-4）」における津波シミュレーションに係る技術指導の実施

(イ) コンサルタントが実施を行う「地震以外に起因する津波の警報発出に係るワークショップ及び研修の実施（活動3-6）」に関するコンサルタント及びインドネシア側に対する技術的な助言

## (5) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

### ① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。コンサルタントは事業成果の発現に向け、インドネシア側、上記(4)のJICA直営の短期専門家並びにJICAと協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本であり、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織内で共有することが求められる。

また、インドネシアは地震をはじめとした災害多発地域であり、災害が発生するとBMKG及び関係機関は災害緊急対応体制に入るため、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災関係機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得た上で、インドネシアにおける地震津波業務及び防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる必要がある。

これらを踏まえ、コンサルタントはプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について適宜JICAに提言を行うこと。JICAは、これら提言について遅延なく検討し、必要な措置（カウンターパート機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

### ② Monitoring Sheetの作成・活用

本プロジェクトでは、本業務実施契約及び直営で派遣されるJICA専門家チーム及びカウンターパートによる定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定のMonitoring Sheet様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにてVer. 1（フォーマット）をJICAと確認し、その後の第一回合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。）においてカウンターパートと協議を行い、合意する。

案件開始後は合意したMonitoring Sheet様式を用いて、6か月ごとの定期的なモニタリング（PDM達成状況、PO進捗、実施上の課題の確認、等）をカウンターパートと合同で行い、JICAインドネシア事務所に提出すること。Monitoring Sheetに定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

③ 合同調整委員会への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、カウンターパートの配置等、基本計画の詳細について協議するJCCを少なくとも年1回実施することがR/D本文に記載されている。コンサルタントはJCCの開催に際し、基礎資料として既の実施した業務に関連して作成した資料や直営専門家が作成した資料等を整理し、カウンターパートやJICAへ提供するとともに、カウンターパートによる準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

なお、JCCは日本・インドネシア双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記Monitoring SheetをJCCの基本文書として活用すること。

④ 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがインドネシア側関係者と一緒に議論する。プロジェクト進捗に支障をきたす事案が発生した場合は、速やかにJICAへ報告・相談を行うこと。

JICAは、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時、開始後18ヵ月頃及び終了時
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において協議の調整や同席等、調査団へのサポートを行うものとする。

(6) 国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバル・ターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントはJICA、NDMOと相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

本プロジェクト実施期間中には、2021年と2023年に防災グローバルプラットフォーム、2020年6月（オーストラリア、ブリスベン）と2022年にアジア大洋州地域における防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してインドネシア側カウンターパート及びJICAが本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談するとともに、プロジェクト成果を周知するための資料作成に必要な情報を提供すること。

(7) プロジェクト活動による受益者数の記録

JICAは独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICAに報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

(8) 広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、インドネシア

国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上記の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をインドネシア国内に広く認識してもらうため、JICAインドネシア事務所と協力し、現地マスメディアに対するプレスリリースの配信や記者向け説明等を行うこと。また、その際は、カウンターパート機関の広報部門と協力し、カウンターパート機関から現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかけを行うこと。

② インドネシア政府機関や他援助機関・NGO等への発信

本事業では、実施体制に含まれる機関以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、NDMOの能力向上にも貢献することから、重要なインドネシア政府機関、他援助機関・NGO等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行うこと。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の市・町や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

③ JICAウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上JICAへ進捗を報告すること。また、ODA見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真をJICAに対して適時提供すること。

④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とインドネシア側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICAに帰属するものとする。

(9) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

インドネシアでは、国連開発計画（UNDP）、国連防災機関（UNDRR）、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、国際赤十字赤新月社連盟（IFRC）、ドイツ、中国等が防災分野の支援を実施しており、特に、世界銀行が有償技術協力プロジェクト「Indonesia Disaster Resilience Initiative Project」にてパル市に震度速報システムを導入予定であり、また中国はBMKGに対して地震早期警報システムの導入支援を計画しているとの情報を得ている。コンサルタントはこれら他援助機関の動向を把握してJICAへ報告するとともに、本プロジェクトがこれら先行事例を活用又は本プロジェクトの成果の活用を促すことができるよう、他援助機関と協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施すること。

また、JICAはUNDRRと業務協力協定を締結しており、UNDRRが行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記（6）のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際にはUNDRRの本部（在ジュネーブ）、アジア太平洋地域事務所（在バンコク）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、NDMOがインドネシア国内においてUNDRRを招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づきJICAが本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICAになるべく前もって情

報提供すること。

#### (10) JICAとの協議・打合せ及び報告書案の提出等

コンサルタントはプロジェクトの各段階で以下の点に留意の上、JICAへの報告・説明・協議を行う。

- ① JICAへの報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画する。
- ② JICAとの協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し、JICA担当者が予め資料の内容を確認できる時間を確保する。
- ③ JICAとの協議・打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、JICA担当者の内容の確認を受ける。
- ④ 業務の各段階において作成・提出する報告書等について、JICA側の十分なレポート案のレビュー時間を確保する。

### 6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にカウンターパートの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

#### (1) 全体に係る活動

- ① 事業計画書の作成・協議  
コンサルタントは共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の10営業日以内にJICAに対して提出し、承諾を得る。
- ② ワークプランの作成・協議  
本プロジェクトにかかる経緯、詳細計画策定結果並びに業務計画書等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、第1回現地派遣までにJICAに説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、第1回現地派遣時にインドネシア側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（下記③）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）を、第1回JCCにてインドネシア側と協議の上、合意する。  
ワークプランの説明に際しては、パソコンや視聴覚機材を活用する等、図表を主体にした簡潔かつ明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を得られるよう工夫する。また、協議結果は議事録として取りまとめる（以降の説明、協議においても同様）。
- ③ 事業効果測定のためのベースライン及びエンドライン調査の実施  
直営専門家と協働で、事業効果を測定することを主目的に、PDMの指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。ベースライン調査はプロジェクト開始直後から1か月以内、エンドライン調査はプロジェクト終了3か月前を目処に実施し、取りまとめた調査結果は提出する報告書等に記載する。また、ベースライン調査においては、活動1-1、2-1、3-1、4-1に関する現状に係る情報収集と課題分析を実施し、その検討結果を第1回JCCで報告する。なお、PDMの指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。
- ④ JCC開催支援と進捗説明  
議長であるBMKG担当次官がJCCを円滑かつ予定どおり開催するため、コンサルタントはカウンターパートが行うR/Dに定められたJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認してJICAへ報告するとともに、開催に係る支援を行う。第1回JCCについてはプロジェクト開始2か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかなJCCの開催時期について確認を行い、以後JCCにて次回分の実施時期を合意す

ること。JCCにおいてはMonitoring Sheetを活用し、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

⑤ 本邦研修の実施

プロジェクト活動として以下の本邦研修を実施する予定である。研修の内容や実施上の工夫についてプロポーザルにて提案すること。

具体的な研修計画の立案及び実施にあたって、コンサルタントは「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経費を見積りに含める。実施にあたっては研修・招へいの趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について直営専門家、JICAインドネシア事務所及びインドネシア側と協議・調整すること。また、研修参加者・招へい者の人選、必要書類の取付等、研修員受入・招へいに関する支援・調整を行うこと。

(ア) 地震解析

- ・ 実施時期 2021年度前半
- ・ 人数 5名程度
- ・ 対象 BMKGで地震解析を担当業務とする実務者
- ・ 研修期間 1週間程度
- ・ 研修内容 強震データの解析、震度データの活用、震源解析結果の再検討

(イ) 津波シミュレーション

- ・ 実施時期 2020年度後半
- ・ 人数 5名程度
- ・ 対象者 BMKGで津波シミュレーションを担当業務とする実務者
- ・ 研修期間 1週間程度

(ウ) 津波警報手順

- ・ 実施時期 2021年度前半
- ・ 人数 5名程度
- ・ 対象者 BMKGで津波警報を担当業務とする実務者
- ・ 研修期間 1週間程度

また、プロジェクトの投入として実務者クラス1-2名が課題別研修「地震学・耐震工学・津波防災」へ参加予定であるため、適任者についてBMKGと協議の上、JICAへ情報提供すること。

⑥ セミナーの開催

JCCとは別に年1回、プロジェクトの技術的な成果や活動進捗の発表、共有を行なうセミナーを開催する。開催場所はジャカルタのホテル等の会場を使用して実施することを想定しているが、開催時期および内容についてプロポーザルにて提案するとともに必要な費用について別見積もりとすること。開催にあたっては、カウンターパートだけでなく、中央政府の防災関係機関、地方自治体の関係者、他ドナー等を広く対象とする。なお、セミナーの参加人数は100名程度とする。また、セミナーの参加者及びプログラムについては、JICA、在インドネシア日本大使館及びインドネシア国側関係者と十分に協議を行う。

⑦ 短期専門家の派遣及び活動実施支援

上記5. (4) のとおり、本プロジェクトではJICA直営の短期専門家の派遣を予定している。コンサルタントは、JICAが短期専門家の現地渡航手続きを行うに際し、カウンターパートとの調整や、短期専門家が渡航後速やかに現地活動に取り掛かれるよう事前準備の支援を行う。

(2) 成果1に関する活動

- ① 地震観測機材及び通信機材の現在の維持管理体制を調査・分析及び課題の特定（活動1-1）

地震観測機材及び通信機材の維持管理体制に関する現状について調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

- ② 機材の維持管理手順の標準化のためのガイドライン・マニュアル等の整備（活動1-2）

上記①で特定した課題を踏まえ、地震観測機材及び通信機材の維持管理が適切かつ定期的に行われるよう「地震観測機材及び通信機材の維持管理ガイドライン」及び「地震観測機材及び通信機材の維持管理マニュアル」をドラフトする。

2018年11月の調査の結果、BMKGの所有する広帯域地震計のうち、センターに送られてくる信号は80%で、残り2割は故障等で取得できておらず、さらに毎年保守に当てられる予算では60%の観測点の保守しか出来ないという状況であった（本数字にJICAが無償資金協力で整備した地震計は含まれていない）。また、機器の保守は外注が原則であり、修理を行うための契約手続きに時間がかかってしまうことで、稼働率が低くなっている。

コンサルタントは上記状況を考慮し、BMKGが実施可能な機器の維持管理体制を検討し、BMKGと協議の上で作成するガイドラインやマニュアルに反映すること。

- ③ 地震観測機材及び通信機材の維持管理と交換に係る現地研修の実施（活動1-3）

地震観測機材及び通信機材の維持管理と交換に係る現地研修を、一年次及び二年次に約半年に1回のペースで上記②で整備したガイドラインやマニュアルに沿って実施する。本活動の実施に必要な機材として、後述第4の6.に記載のとおり広帯域地震計の調達を行う。機材の調達スケジュールや機種等の詳細については、案件開始後にインドネシア側と協議の上、決定すること。

その後、同研修の成果及び教訓を踏まえ、必要に応じ上記ガイドライン及びマニュアルを改訂し、二年次の終了時を目処に最終化する。

### （3）成果2に関する活動

- ① 成果2に関する活動進捗、指標達成並びに成果発現状況のモニタリング

JICA直営の短期直営専門家分を含めた成果2に関係する活動の活動進捗、指標達成並びに成果発現状況のモニタリングを行う。上記5.（4）のとおり、成果2に関係する活動を実施する「強震動解析」「地震データ管理」「W-phase解析」を担当する短期専門家を派遣予定である。コンサルタントはこれらの専門家の活動の準備や実施を支援し、可能な限り活動に立ち合うとともに、短期専門家の現地不在時にはカウンターパートに対する成果2に関する活動の技術的なフォローし、現地の状況について短期専門家へ情報共有を図ること。また、直営専門家の活動の進捗に遅れが生じたり、何らかの改善が必要と判断された場合は、改善策をJICAへ提案する。

- ② 地震観測データの利活用に係る現状を調査・分析及び課題の特定（活動2-1）

短期専門家と協力の上、インドネシアにおける地震観測データの利活用に関する現状について調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

- ③ 過去の地震観測データのデジタル化（活動2-3）

BMKGや火山地質災害軽減センター（PVMBG）等が所有する機械式地震計の記録紙を収集し、スキャナーを用いて画像ファイルとして電子化を行う。記録紙はBMKG本局だけでなく、バンテン州の気象気候地球物理観測所や、PVMBGのムラピ山観測所など、各地に散らばっているため、これらの所在をBMKGと共に入念に調査すること。なお、バンテン州の気象気候地球物理観測所に保管されている記録紙の一部については、BMKGが電子化に着手しているとの報告を受けていることから、同作業の進捗や結果

について事前に確認し、活動を行うこと。

本活動の実施に必要な機材として、後述第4の6.に記載のとおり大判スキャナーの調達を行う。機材の調達スケジュールや機種等の詳細については、案件開始後にインドネシア側及び短期専門家と協議の上、決定すること。

④ 新たに追加された観測データ源を活用したシェイクマップ（震度図）の品質改善（活動2-5）

BMKGが作成しているシェイクマップについて、近年増設された観測機器から得られる加速度や震度の観測値を入力情報として追加し、内容の改善を行う。シェイクマップはアメリカ地質調査所（United States Geological Survey : USGS）が作ったアルゴリズムを用いて地震発生から5分程度で自動的に生成、その後20分ほどで追加情報をもとに確定され、その情報がBMKGのウェブページなどを通じて関係機関や一般に公開されている。このアルゴリズム自体を変更することは不可能であることから、本活動においては無償資金協力で追加された強震計や震度計のデータをシェイクマップ生成のための情報源として組み込み、より精緻なマップとするための技術的な指導を行う。なお、インドネシア側からは日本の気象庁が作成している推計震度分布図の導入に興味を示しているが、インドネシアでは高密度な地盤情報を有していないため、近い将来の導入は難しい点を説明している。

（4）成果3に関する活動

① 成果3に関する活動進捗、指標達成並びに成果発現状況のモニタリング

JICA直営の短期直営専門家分を含めた成果3に関する活動の活動進捗、指標達成並びに成果発現状況のモニタリングを行う。上記5.（4）のとおり、成果3に関する活動を実施する「津波シミュレーション①／津波警報手順」「津波シミュレーション②」を担当する短期専門家を派遣予定である。コンサルタントはこれらの専門家の活動の準備や実施を支援し、可能な限り活動に立ち合うとともに、短期専門家の現地不在時にはカウンターパートに対する成果2に関する活動の技術的なフォローし、現地の状況について短期専門家へ情報共有を図ること。また、直営専門家の活動の進捗に遅れが生じたり、何らかの改善が必要と判断された場合は、改善策をJICAへ提案する。

② 中部スラウェシ州地震及びスンダ海峡津波の教訓を含むInaTEWSの運用に係る現状を調査・分析及び課題の特定（活動3-1）

短期専門家と協力の上、中部スラウェシ州地震及びスンダ海峡津波の教訓を含むInaTEWSの運用に関する現状について調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

③ 地震以外に起因する津波の警報発出に係るワークショップ及び研修の実施（活動3-6）

地震以外の要因で発生する津波に対する警報発出の手法について、BMKGをはじめとしたインドネシア側関係者及び短期専門家を含む日本の有識者間で検討するためのワークショップ及び研修（2日間程度）をプロジェクト全期間を通じて年1回のペースで開催し、その結果を報告書（英文）として取りまとめる。ワークショップ及び研修の規模は50人程度とし、開催運営に係る費用を見積りに含めること。

2018年にインドネシアにおいて地震以外に起因する津波が連続して発生（2018年9月の中部スラウェシ州で発生した地震による海底部及び液状化起因の沿岸部の地すべりを主因とした津波や、同年12月にスンダ海峡で発生した火山活動による山体崩落によって引き起こされた津波）したことを受け、InaTEWSでは対応できないことから、同様の津波に対する津波警報の発出方法を検討する必要がある。インドネシア側からは具体的なシミュレーションの実施や警報システムの構築に係る要望があったが、地震以外に起因する津波警報については日本でも現業向けのシステムや体

制が技術的に十分確立されているとはいえ、研究段階の知見も多いことから、本プロジェクトでは具体的なシミュレーションや警報システムの導入ではなく、日本とインドネシア側の双方が知見を共有しあい、インドネシアで実施可能な対策を検討することを目指す。なお、本検討の結果、津波警報の発令手順において具体的に実装可能な提言がなされた場合、短期専門家と連携して活動3-5（津波警報発令から解除までのSOPの改善）に反映すること。

本ワークショップ及び研修に参加するインドネシア側の有識者については、BMKG職員に限らず、関係機関や大学等の研究者等を含め、BMKGと協議の上でリストアップすること。また、日本側からは必要に応じて短期専門家以外の有識者をJICA調査団として派遣することを検討していることから、開催時期やメンバー案については開催の6か月前を目処にインドネシア側と協議し、JICAへ共有すること。

#### (5) 成果4に関する活動

- ① 中部スラウェシ州地震及びスンダ海峡津波の教訓を含む地震情報及び津波警報の伝達に係る現状の調査分析及び課題の特定（活動4-1）

中部スラウェシ州地震及びスンダ海峡津波の教訓を含む地震情報及び津波警報の伝達に関する現状について調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。なお、現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

- ② 発信される地震情報及び津波警報の内容の改善（活動4-2）

BMKGが複数の手段で発出する地震情報及び津波警報について、BMKGと共に防災関係機関や住民がより理解しやすい内容へ改善する。内容の改善にあたっては、本プロジェクトの他の活動によって追加又は精度が向上した地震や津波警報に関する情報を反映する。また、法令上ではBMKGが行うのは政府機関及びメディアに対する情報発信であり「市民への指示がない」と定義される一方、BMKGのウェブサイトやFacebookやTwitter等のSNS、スマートフォン向けアプリ等を通じて不特定多数の住民に対する情報発信を実施している。そのため、情報伝達手段とその伝達対象に応じて、より分かりやすくかつ防災行動に繋がる内容へ改善すること。

- ③ 既存の地震情報及び津波警報の伝達フロー及びコミュニケーションチャートの改訂（活動4-3）

上記①で特定された既存の地震情報及び津波警報の伝達フロー及びコミュニケーションチャートに関する改善点を踏まえ、BMKG及び他の防災関係機関と共に伝達フロー及びコミュニケーションチャートの改訂を行う。BMKGからの津波警報の伝達フローについては、BMKGが発行する「InaTEWSガイドブック」において定義、掲載されている。しかし、このガイドブックは2011年に初版作成され、2012年の第二版が発行されたのを最後に以後更新はされていない。また、上記5.（2）に記載のとおり、本プロジェクト実施期間中に無償資金協力「防災情報システム強化計画」が完工する可能性があり、本システム稼働後は情報伝達がより効率化かつ迅速化される見込みであることから、同事業の進捗状況を注視しながら可能なタイミングで伝達フローへの組み込みを検討すること。

- ④ モデルサイトにおける情報伝達訓練の実施及び改訂された伝達フローの評価（活動4-4）

モデルサイトであるバンテン州及びパル市において、上記③で改訂した伝達フローの評価を目的に、BMKG及び関係機関と共に同フローに基づいた情報伝達訓練を二年次及び三年次に1回ずつ実施する。そして、訓練の結果を検証し、そこから得られた教訓や課題を踏まえて伝達フローを必用に応じて再改訂する。

モデルサイトについては詳細計画策定調査において、スンダ海峡津波及び中部スラウェシ地震津波によって深刻な被害を受けたことを踏まえ、上記2サイトがパイロット活動を実施するサイトとして適切であることを双方が確認している。

参加者は政府関係者を中心に50名程度を想定しているが、モデルサイトではインドネシア政府や他ドナーによる啓発活動が実施されていることから、これらの既存の協力と連携してコミュニティや住民の参加を促すこと。

⑤ 住民及び防災関係機関の防災啓発や災害準備に係るツールや教材の開発・改訂（活動4-5）

防災関係組織やコミュニティ（住民）等に対する地震津波に関する啓発活動のための教材やツールを、BMKG及び防災関係機関と共に開発又は改訂する。開発・改訂にあたっては、本プロジェクトの他の活動によってより精度が向上した地震や津波警報に関する情報を反映する。また、BMKGは「Earthquake Field School」という啓発活動を実施している他、UNDPはインドネシアを含む国々を対象に「アジア太平洋地域における学校津波強化プロジェクト」を実施しており、これらの活動によって様々な教材やツールが作成されている。そのため、これらを含むインドネシア政府や他ドナー等が作成した既存ツールやガイドライン、マニュアル等を活用、改訂する等して効率的活動を行うこと。

また、法令上防災教育を所掌している国家防災庁（BNPB）や地方防災局（BPBD）も独自に啓発教材を作成し、活動を実施しているが、現状BMKGとの協働はほとんど実施されていない。そのため、両者が連携して啓発活動を実施できるよう、本活動の実施においては両機関の参画を促すこと。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	契約締結後10日以内	和文3部 及び電子データ
ワークプラン	業務開始から1か月以内	英文3部 及び電子データ
Monitoring Sheet	第1回JCC開催後及びプロジェクト開始後6か月ごと	英文3部 及び電子データ
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet提出と同じ	和文・英文電子データ
プロジェクト事業完了報告書	プロジェクト終了時（英文はカウンターパートと協働で作成したドラフトをプロジェクト終了3か月前に提出し、JICAからのコメントを受けて最終化）	和文5部 英文10部 CD-ROM3部

プロジェクト進捗概要資料は、プロジェクトの概要及び進捗を対外的に分かりやすく説明することを目的にA4で1-2枚程度で現地活動の写真や図を用いて作成すること。

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

### (2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、Monitoring sheet又は業務完了報告書に添付して提出することとする。各資料の作成にあたっては、記載項目について適宜JICAとコンサルタントで協議、確認すること。

- ① 機材維持管理に係るガイドライン
- ② 地震カタログ

- ③ 津波警報SOP
- ④ 地震に起因しない津波に対する対策検討結果報告書
- ⑤ 伝達フロー及びコミュニケーションチャート
- ⑥ 国際会議等における成果発信資料

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報をJICAに提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（あれば）
- ③ 業務フローチャート

### (4) その他提出物

#### ① 議事録等

先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、JICAに速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。JICAが別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICAが指定する様式によりA4版4枚以内に取りまとめ、会議開催後3営業日以内にJICAに提出する。

#### ② 先方政府への提出物

本プロジェクトに関し、インドネシア政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかにJICAに提出する

#### ③ 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による情報収集資料リストを付した上で、JICAに提出する。

#### ④ その他

上記提出物のほか、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

本業務の契約期間の目安は以下の通り想定している。

- ・2020年3月～2023年4月（期分けを検討中です）

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

#### (1) 業務量の目安

業務量は以下を目途とする。

全体 約40.0M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野および格付けの目安は以下を想定している。

- ① 業務主任者／防災情報（2号）
- ② 機器維持管理
- ③ 地震解析
- ④ 津波警報システム
- ⑤ 情報伝達／啓発（3号）

### 3. 対象国の便宜供与

2019年11月21日に署名したR/Dに基づき、カウンターパートの配置、事務所スペースの提供、プロジェクト実施に必要な支出等が確保される。

### 4. 配布資料／公開資料

#### (1) 配布資料

- ① 要請書
- ② 詳細計画策定結果
- ③ 署名済みR/D

#### (2) 公開資料

- ① 仙台防災枠組2015-2030  
[http://www.preventionweb.net/files/43291\\_sendaiframeworkfordrren.pdf](http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf)
- ② インドネシア共和国 広域防災システム整備計画準備調査報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_108\\_12154324.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_108_12154324.html)
- ③ インドネシア国 防災情報処理伝達システム整備計画準備調査報告書(簡易製本版)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_108\\_12252623.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_108_12252623.html)
- ④ インドネシア国 防災情報処理伝達システム整備計画準備調査(追加調査)報告書(簡易製本版)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_108\\_12289864.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_108_12289864.html)

### 5. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAインドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAインドネシア事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

### 6. 機材調達

本業務の実施にあたり、以下機材の購入費を別見積として計上すること。

No.	機材名	数量
-----	-----	----

1	広帯域地震計	2
2	大判スキャナー	1

上記以外で必要と判断される機材についてはプロポーザルで提案すること。（ソフトウェアについては、ライセンス更新も含めた価格や仕様を検討し、提案すること）。なお、購入する全ての機材等は、コンサルタントが購入、持参し、本業務終了後は、BMKGへの譲渡を予定している。コンサルタントは必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、その際、機材費の合計金額については1,500万円を上限とする。なお、金額については見積価格を分けて提示すること。

コンサルタント調達分については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に従い、受注社はニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港までの輸送を一貫して行うこととする。

本契約において、本邦調達する機材について、コンサルタントは外国為替及び外国為替法（外為法）及び輸出に関するその他法令により規制対象の該非判定を行い、輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 7. 現地再委託

プロジェクト活動に係るベースライン及びエンドライン調査におけるデータ収集やセミナー等の開催に係る業務について、現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等がある場合、それらの期間や組織に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

## 8. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

### (2) 不正腐敗の防災

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者へ速やかに相談すること。

### (3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上